

大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置基準

12葛環リ第65号
平成12年4月1日
環境部長専決

(趣旨)

第1条 葛飾区廃棄物の処理及びリサイクルに関する規則（平成12年葛飾区規則第32号。以下「規則」という。）第33条第3項第1号の規定に基づき、大規模建築物の一般廃棄物の保管場所及び保管設備の設置基準を定める。

(定義)

第2条 この基準で、使用する用語の意義は、葛飾区廃棄物の処理及びリサイクルに関する条例（平成11年葛飾区条例第39号）で使用する用語の例によるほか、次に定めるところによる。

- (1) 廃棄物保管場所 廃棄物（粗大ごみを除く。以下この基準において同じ。）を保管する場所をいう。
- (2) 粗大ごみ集積所 粗大ごみを集積する場所をいう。
- (3) 保管設備 廃棄物保管場所内部で、廃棄物が搬入又は投入されて搬出されるまでの間、廃棄物を収納しておく容器、資源コンテナ及び自立型ネット（以下「容器等」という。）のほか、次のものをいう。
 - ア 特殊架装車専用反転コンテナボックス（以下「反転コンテナ」という。） 廃棄物を収納する容器で、容器本体に付属する傾倒軸と運搬車の傾倒装置を組み合わせることにより、当該容器が反転し、収納した廃棄物を排出することができるものをいう。
 - イ 自動貯留排出機 投入された廃棄物を圧縮・貯留し、ベルトコンベア等で自動排出できる密閉構造の機器をいう。
 - ウ 車両搭載式コンテナ 廃棄物を収納する容器で、運搬車がクレーン等で積み上げることのできる大型のコンテナをいう。
- (4) 附帯設備 廃棄物保管場所を機能的かつ安全・清潔に使用するために、廃棄物保管場所内部に固定的に設ける、保管設備以外の設備や場所をいう。
- (5) 持出し場所 家庭廃棄物の収集日にごみ収納袋、容器等又は反転コンテナを持出す場所をいう。

(廃棄物保管場所の設置基準)

第3条 廃棄物保管場所の設置基準は、次のとおりとする。

(1) 設置の基準

- ア 他の用途と兼用でないものとする。
- イ 保管設備の収納及び附帯設備の設置に十分な面積を確保する。
- ウ 建築物一棟につき、1箇所以上設置する。ただし、同一敷地内の複数の建築物から排出される廃棄物を取りまとめて保管する場合は、この限りではない。
- エ 家庭廃棄物及び事業系廃棄物を、各別に保管できるものとする。
- オ 廃棄物の種類ごとに区分し保管できるものとする。
- カ 引火性・爆発性のある物の保管場所等に近接していない場所に設置する。
- キ 事業系廃棄物保管場所は、運搬車が横付け又は内部に進入できる場所に設置する。
- ク 運搬車が廃棄物保管場所内部へ進入する場合及び事業系廃棄物保管場所で運搬車が横

付けする場合は、運搬車の通行に支障のない幅員及び高さを有する水平な通路に接続する場所に設置する。

ケ 同一敷地内の複数の事業系廃棄物保管場所で運搬車が敷地内に進入して廃棄物を搬出する場合は、幅員が6メートル以上あり、原則として運搬車が通り抜けできる通路に接続する場所に設置する。

コ 敷地内の出入口は、接する通路の交通量、交通規制等を十分考慮して設置する。

(2) 構造の基準

ア 廃棄物の飛散及び臭気の流出を防ぐため、囲い及び扉等を設ける。

イ 建築物外に設置する場合は、雨水の流入を防ぐため、ひさし及び屋根等を設ける。

ウ 汚水又は排水が地下に浸透することを防ぐため、必要に応じて、床をコンクリート張り等にする。また、床に勾配をつける等により、排水口等の排水設備から下水道又は下水処理施設へ流入できるものとする。

エ 換気及び採光ができるものとする。

オ 出入口の幅及び高さは、次のとおりとする。

(ア) 容器等を保管設備とする場合は、幅を1.2メートル以上、高さを2.0メートル以上とする。

(イ) 運搬車が廃棄物保管場所内部に進入する場合は、幅を3.5メートル以上、高さを3.0メートル以上とする。

(ウ) (ア)及び(イ)に該当しない場合は、幅を2.0メートル以上、高さを2.0メートル以上とする。

カ 耐久性があり、周囲と調和できる外観とする。

キ 運搬車が廃棄物保管場所内部に進入する場合は、廃棄物保管場所の床と通路に段差がないものとする。

(3) 附帯設備等の基準

ア 廃棄物の種類ごとに区分し適切に保管するため、仕切り等を設置する。

イ 廃棄物保管場所内部及び保管設備の清潔を保持するため、水道栓等の洗浄設備及び排水口等の排水設備（以下「洗浄排水設備」という。）を設置する。

ウ 廃棄物の搬入、保管設備への投入、清掃若しくは点検等又は事業系廃棄物の運搬車への積込みに必要な作業場所（以下、「作業場所」という。）を確保する。

エ 多量の厨芥を保管する場合は、プレハブ冷蔵庫（プレハブパネルで作成した箱に冷却装置を設置したものをいう。）等の設備を設置する。

オ 必要に応じて、運搬車の誘導ラインを引き、タイヤストッパー等の車両停止設備を設置する。

カ 棚を設置する場合は、1段（上下2段構造）とし、床から棚の高さは80センチメートルから100センチメートルまでとする。

キ 持出し場所は、収集作業に支障をきたさない敷地内に設ける。

ク 同一敷地内の複数の持出し場所で運搬車が敷地内に進入して廃棄物を搬出する場合は、幅員が6メートル以上あり、原則として運搬車が通り抜けできる通路に接続する場所に持出し場所を設ける。

（保管設備に関する基準）

第4条 保管設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1) 家庭廃棄物の場合

ア 容器等の場合

- (ア) 規則第18条第1項に規定する基準に適合するものとする。
 (イ) 容器等の種類は、原則として、次のとおりとする。

廃棄物の種類	容器種類	外寸(ミリメートル)
燃やすごみ プラスチック製容器包装 (プラマーク)	60リットル容器(丸)	直径600×高さ550
	60リットル容器(角)	横幅350×奥行き550 ×高さ600
燃やさないごみ	50リットルコンテナ	横幅530×奥行き366 ×高さ322
古紙・びん・缶	資源コンテナ	横幅530×奥行き366 ×高さ322 (折りたたみ式)
ペットボトル・食品トレイ	自立型ネット	横幅400×奥行き400 ×高さ700

イ 反転コンテナの場合

- (ア) 収納する廃棄物の種類は、燃やすごみ又はプラスチック製容器包装(プラマーク)とする。
 (イ) 反転コンテナの容量は0.7立方メートルとし、大きさは、次のとおりとする。

本 体	横 幅	1,360±10ミリメートル
	奥行き	590±10ミリメートル
	高 さ	890±10ミリメートル
傾倒軸	長 さ	1,574±10ミリメートル
	高 さ	685±10ミリメートル

- (ウ) 材質は、FRP又はこれと同程度に軽量で衝撃に強いものとする。
 (エ) 折りたたみ式のふたを付ける。
 (オ) 底部に、ストッパー付旋回車輪4個及び栓付の排水口を取り付ける。
 (カ) 運搬車の傾倒装置との脱着が安全かつ容易に行えるものとする。

ウ 自動貯留排出機の場合

- (ア) 収納する廃棄物の種類は、燃やすごみとする。
 (イ) 特殊架装をした全ての運搬車に適合するものとする。
 (ウ) 容量は、廃棄物の排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できるものとする。
 (エ) 構造は、密閉式とし、臭気及び汚水の流出を防止する。また、騒音及び振動を低減する措置がなされているものとする。
 (オ) 運搬車の積込み能力に応じた排出速度の調節機能を有するものとする。
 (カ) 運搬車への排出の際に、廃棄物の飛散又は落下等がないものとする。
 (キ) 原則として、廃棄物を圧縮する機能を有するものとする。
 (ク) 運搬車と接触した場合に衝撃を緩和する装置を取り付ける。

(2) 事業系廃棄物の場合

ア 容器の場合

前号ア(ア)の規定は、事業系廃棄物について準用する。

イ 反転コンテナの場合

前号イ(ウ)から(カ)の規定は、事業系廃棄物について準用する。

ウ 自動貯留排出機の場合

前号ウ(イ)から(ク)の規定は、事業系廃棄物について準用する。

エ 車両搭載式コンテナの場合

(ア) 容量は、廃棄物の排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できるものとする。

(イ) 運搬車に適合するものとする。

(ウ) 密閉式の場合は、原則として、廃棄物を圧縮する機能を有するものとする。

オ その他の設備の場合

(ア) 容量は、廃棄物の排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できるものとする。

(イ) 取扱いが、安全かつ容易にできるものとする。

(保管設備の選定基準)

第5条 保管設備の選定基準は、原則として、次のとおりとする。

(1) 家庭廃棄物の場合

ア 住宅が100戸未満の場合は、容器等、反転コンテナ、又は自動貯留排出機とする。

イ 住宅が100戸以上の場合は、燃やすごみは反転コンテナ又は自動貯留排出機とし、プラスチック製容器包装は反転コンテナとし、燃やさないごみ、古紙、びん、缶、ペットボトル及び食品トレイは容器等とする。ただし、廃棄物保管場所の位置、構造、廃棄物の保管場所等を勘案して清掃事務所長が特に認める場合は、容器等、反転コンテナ又は自動貯留排出機とする。

(2) 事業系廃棄物の場合

ア 廃棄物の排出量が1日に1,000キログラム未満の場合は、前条第2号に定める設備とする。

イ 廃棄物の排出量が1日に1,000キログラム以上の場合は、前条第2号ウ、エ又はオに定める設備とする。

(3) 家庭廃棄物で反転コンテナ若しくは自動貯留排出機を保管設備とする場合又は事業系廃棄物で前条第2号オに定める設備を保管設備とする場合は、事前に区と十分協議を行う。

(廃棄物保管場所面積及び算出)

第6条 廃棄物保管場所の面積は、次の式で算出した廃棄物の種類ごとの保管設備の設置に必要な面積(以下「保管設備必要面積」という。)の合計面積に、洗浄排水設備面積及び作業場所面積を加えた面積以上とする。

(1) 容器等又は反転コンテナの場合

保管設備必要面積＝保管設備の容器数(居住者人数又は事業用途に供する部分の床面積×一日あたりの廃棄物の排出量×廃棄物の種類ごとの排出割合×収集間隔÷保管設備に収納できる重量)×予備率÷段数×保管設備の面積

(2) 自動貯留排出機の場合

保管設備必要面積＝必要な貯留容積(居住者人数又は事業用途に供する部分の床面積×一日あたりの廃棄物の排出量×廃棄物の種類ごとの排出割合×収集間隔÷自動貯留排出機に収納できる1㎡あたりの重量×予備率÷圧縮率)を有する機器面積+点検及び作業面積+運搬車の進入通路面積

2 洗浄排水設備面積は、原則として1平方メートル以上、作業場所面積は、原則として6平

方メートル以上を確保する。

3 第1項に規定する保管設備必要面積の算出に用いる項目の数値は、次のとおりとする。

(1) 家庭廃棄物の場合

ア 居住者人数は別表1のとおりとする。ただし、居住者人数が確定している場合は、その人数を用いて算出することができる。

イ 一日あたりの廃棄物の排出量は、別表2のとおりとする。

ウ 廃棄物の種類ごとの排出割合は、次のとおりとする。

廃棄物の種類	燃やすごみ	プラスチック製容器包装(プラマーク)	燃やさないごみ	古紙	びん	缶	ペットボトル	食品トレイ
排出割合	76.9%	7.5%	4.4%	5.8%	2.9%	1.0%	1.3%	0.2%

エ 収集間隔は、次のとおりとする。

廃棄物の種類	収集間隔
燃やすごみ	3日
プラスチック製容器包装(プラマーク)	6日
燃やさないごみ	13日
古紙・びん・缶 ペットボトル・食品トレイ	6日

オ ディスポーザ及び排水処理システム(各住宅等から発生する生ごみを破碎し、排水処理槽等で処理した後、その排水を下水道へ流すものをいう。)を設置する場合は、居住者人数に一日あたりの廃棄物の排出量、燃やすごみの排出割合、及び収集間隔を乗じて算出した燃やすごみの排出量から、区と協議の上、20パーセントを限度として、その能力に応じて減ずることができる。

カ 保管設備に収納できる重量は、別表3のとおりとする。

キ 自動貯留排出機の圧縮率は、1.3を限度とする。

ク 予備率は、原則として1.4以上とする。

ケ 段数は、次のとおりとする。

	60リットル容器	50リットルコンテナ	資源コンテナ	自立型ネット	反転コンテナ
平置きする場合	1段	2段	2段	1段	1段
棚を設置し、2段構造にする場合	2段	4段	4段	2段	

コ 保管設備の面積の算出は、次のとおりとする。

(ア) 容器等の面積は、次の外寸を用いて算出する。

容器等の種類	外寸(ミリメートル)
60リットル容器(丸)	直径600
60リットル容器(角)	縦(横幅) 350×横(奥行き) 550
50リットルコンテナ	縦(横幅) 530×横(奥行き) 366
資源コンテナ	縦(横幅) 530×横(奥行き) 366
自立型ネット	縦(横幅) 400×横(奥行き) 400

(イ) 反転コンテナの面積は、第4条第1号イ(イ)の外寸を用いて算出する。

(2) 事業系廃棄物の場合

ア 一日あたりの廃棄物の排出量は、原則として別表2のとおりとする。ただし、過去のデータがある場合は、区の下承を得た上で、そのデータを用いることができる。

イ 廃棄物の種類ごとの排出割合は、過去のデータがある場合は、区の下承を得た上で、そのデータを用いることができる。ただし、過去のデータがない場合は、廃棄物の種類ごとの排出割合は設けずに、一律で100パーセントとする。

ウ 収集間隔は、収集回数に応じた日数とする。

エ 保管設備に収納できる重量は、過去のデータがある場合は、区の下承を得た上で、そのデータを用いて算出することができる。ただし、過去のデータがない場合は、1立方メートルあたりの重量を190キログラムで換算して算出するものとし、保管設備に収納できる重量は、別表3のとおりとする。

オ 自動貯留排出機の圧縮率は、実際に使用する機器の圧縮率とする。

カ 予備率は、原則として1.4以上とする。

キ 段数は、区の下承を得た上で、保管設備の形状及び使用方法に応じた段数とする。

ク 保管設備の面積は、実際に使用する保管設備の外寸を用いて算出する。

(粗大ごみ集積所の設置基準)

第7条 他の用途と兼用でないものとする。

2 建築物の規模に応じて、粗大ごみが十分集積できる面積とし、3平方メートル以上を確保する。

3 建築物一棟につき、1箇所以上設置する。ただし、同一敷地内の複数の建築物から排出される粗大ごみを取りまとめて集積する場合は、この限りではない。

付 則

この基準は、平成12年4月1日から適用する。

付 則

この基準は、平成15年4月1日から適用する。

付 則

この基準は、平成18年4月1日から適用する。

付 則

この基準は、平成20年2月15日から適用する。

付 則

1 この基準は、平成20年12月15日から施行する。

2 この基準の施行の際、現に改正前の第2条(5)の規定により設置された廃棄物の持出し場所については、改正後の第3条(3)キの規定により設置された資源・ごみ集積所とみなす。

付 則

この基準は、平成21年4月1日から適用する。

付 則(2葛環清第174号)

この基準は、令和2年7月3日から施行する。

別表1（第6条関係）

住居占有面積別居住者人数

住居占有面積	居住者人数
～25㎡	1.0人
～38㎡	1.5人
～50㎡	2.0人
～63㎡	2.5人
～75㎡	3.0人
75㎡超	4.0人

別表2（第6条関係）

施設用途別の一日あたりの廃棄物の排出量

施設用途	1日あたりの廃棄物の排出量
住宅	0.8kg/人
事務所ビル	0.04kg/㎡
文化・娯楽施設	0.03kg/㎡
店舗（飲食店）	0.20kg/㎡
店舗（物品販売） デパート、スーパー	0.08kg/㎡
ホテル	0.06kg/㎡
学校	0.03kg/㎡
病院、診療所	0.08kg/㎡
駐車場	0.005kg/㎡
鉄道駅舎	0.005kg/乗降客

別表3（第6条関係）

保管設備に収納できる重量

廃棄物の種類	容器等の種類	収納できる重量
燃やすごみ	自動貯留排出機	1㎡あたり120kg
	反転コンテナ	80kg
	60ℓ容器（丸・角）	7kg
プラスチック製容器 包装（プラマーク）	反転コンテナ	23kg
	60ℓ容器（丸・角）	2kg
燃やさないごみ	50ℓコンテナ	11kg
古紙	資源コンテナ	17kg
びん		16kg
缶		3kg
ペットボトル	自立型ネット	4kg
食品トレイ		1kg
事業系廃棄物	自動貯留排出機 を使用する場合	1㎡あたり190kg
	反転コンテナ を使用する場合	133kg
	60ℓ容器（丸・角） を使用する場合	12kg